

山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第1期）

見直し

平成21年3月

山口県教育委員会

I 山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第1期)の見直しについて

1 位置付け

本年度が、「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第1期)」(以下、「第1期実行計画」とする。)の中間年に当たりますので、これまでの取組状況やその成果を踏まえて見直しを行いました。

本「見直し」は、「第1期実行計画」において見直しを行った項目のみを示しており、その他の項目については、従来の計画に基づいて、引き続き、取組を進めてまいります。

区 分	計 画 期 間 等	作 成 時 期
第 1 期 実 行 計 画	平成18～22年度(5年間)	平成18年10月
第 1 期 実 行 計 画 見 直 し	平成21～22年度(2年間)	平成21年 3月

2 見直しの視点

中間年である本年度、幼児児童生徒の実態や学校の実情、社会動向等を踏まえ、PDCAのマネジメントサイクルにより、第1期実行計画に示す目標の達成状況を検証し、目標達成に向けたさらなる取組を進めます。

3 ビジョンに示す基本目標等

【目標】

「一人ひとりの生きる力を高め、自立・社会参加を支える、心ふれあう教育の実現」

■基本的な方向性

- 一人ひとりのニーズに応じた教育課程の充実と地域に開かれた学校づくり
- 自立・社会参加に向けたネットワークづくり
- 発達段階に応じたきめ細かな相談・支援体制づくり
- 安心・安全な信頼される学校づくり

4 第1期実行計画の目標

地 域 で 支 え 、 育 ち 合 う 特 別 支 援 教 育 の 推 進

第1期実行計画を本県特別支援教育の基盤整備・推進期と位置付け、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を見通した取組を進めるため、各地域において相談支援体制を構築し、障害の有無にかかわらず相互に育ち合う特別支援教育の制度づくりを進めていきます。

5 実行計画の推進に向けて

今回、見直しました項目も含め、保護者の方や学校現場等の幅広い意見を踏まえながら、第1期実行計画に基づき、計画的かつ着実な推進を図ってまいります。

なお、第1期実行計画の終了する平成22年度には、児童生徒の実態、学校の実情、社会状況の変化等を踏まえ、後期5年間の計画を作成します。

項 目	18	19	20	21	22	23~27
特別支援教育の推進	第1期実行計画(前期5か年) <基盤整備・推進>					◎第2期実行計画の推進
	計画作成	→	見直し	→	2期作成	

II 第1期実行計画の進捗状況

1 総合支援学校

総合支援学校への移行は、各校の事前準備、指導体制の工夫等により、概ね順調に進んでいます。引き続き、第1期実行計画に基づき、総合支援学校の教育の充実に向けた様々な取組を進める中で、在籍する幼児児童生徒の障害の状況、一定数以上の在籍数の確保、地域バランス等を踏まえた総合支援学校の適正な在り方について、継続して検討を進めてまいります。

また、その中で、生徒の多様な進路希望に対応できるよう、高等部の学科の在り方について検討を進めるとともに、寄宿舎の入舎基準、適正な規模や配置等についても見直しを進めます。

2 特別支援教育センターを中核とした相談支援体制の構築

県内7つの支援地域に設置しました「特別支援教育センター」と小・中学校の「サブセンター」とが連携して、幼・小・中・高等学校等に対して、保護者等への教育相談の実施、教員への支援方法等に関する助言、校内研修への協力を行うなど、地域における相談支援体制の構築を進めました。

また、広域的かつ専門的な相談支援を行うため、「やまぐち総合教育支援センター」内「ふれあい教育センター」では、発達障害に関する専門的な相談支援機能を強化するとともに、「特別支援教育センター」間の連絡・調整を行っています。

さらに、山口南総合支援学校（旧聾学校）に「聴覚障害教育センター」、下関南総合支援学校（旧盲学校）に「視覚障害教育センター」を設置するなど、きめ細かな相談支援を進めています。

* 「教育研修所」は、平成20年4月1日から「やまぐち総合教育支援センター」に再編されましたので、以下、「教育研修所」を「やまぐち総合教育支援センター」と記述しています。

3 幼・小・中・高等学校等における推進

幼・小・中・高等学校等では、管理職を対象とした研修の開催や全教職員の参加する校内研修の実施等により、発達障害やその支援についての理解が深まっています。

また、地域コーディネーターによる全公立幼・小・中・高等学校等への巡回訪問等により、校内委員会等の校内相談支援体制の整備、個別の教育支援計画の作成など、一人ひとりの幼児児童生徒の実態を踏まえたきめ細かな相談支援が進められています。

4 教職員の専門性の向上

やまぐち総合教育支援センターでの初任者や管理職等を対象とする研修講座に発達障害の理解や支援に関する内容を位置付けるとともに、校内コーディネーターの養成や総合支援学校等の教職員を対象とする専門研修の充実に努めています。

また、各学校では、臨床心理士、PT、OT、ST等の専門家の参画を得た公開授業や授業評価等を実施するなど授業改善を図っています。

5 関係機関と連携した相談支援体制

「特別支援教育センター」に設置する関係機関連携協議会を中心として、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携や、ボランティアやNPO等の専門家の積極的な参画も得ながら、各地域において、就学から卒業までの一貫した相談支援を進めています。

6 教育環境の整備・充実

障害の重度・重複化、多様化に対応できるよう、在籍する幼児児童生徒等の実態や学校の実情を踏まえた整備に努めています。

Ⅲ 第1期実行計画の見直し項目

今回、見直しをしました項目については、アンダーライン及び「(*)」の記号で示しています。それ以外の項目については、第1期実行計画に基づいて、引き続き、取組を進めてまいります。

なお、第1期実行計画では、「総合支援学校(仮称)」と示していましたが、平成20年4月1日から、総合支援学校に校名変更しましたので、本「見直し」では仮称を削除しています。

Ⅱ 総合支援学校の設置による特別支援教育の充実

- 1 障害の種別を超えた新たな学校制度の構築
 - (1)総合支援学校の設置 (2)高等部の学科再編(*) (3)専門性の確保
 - (4)教育施設の見直し
- 2 障害に対応した教育の質の向上
 - (1)個別の教育支援計画の充実 (2)教育課程の充実 (3)進路指導の充実
 - (4)職業教育の充実 (5)ボランティア等の参画(*) (6)交流及び共同学習の充実
 - (7)訪問教育の充実
- 3 特別支援教育センター
 - (1)特別支援教育センター設置による小・中学校等への支援 (2)地域ネットワークの構築
 - (3)発達障害教育支援センター
- 4 寄宿舎の適正な規模と配置
 - (1)整備計画(第1次)

Ⅲ 学校等における推進

- 1 きめ細かな支援のための校内体制づくり
 - (1)校内支援体制の整備 ア 幼稚園・保育所 イ 小・中学校 ウ 高等学校等
 - (2)管理職のリーダーシップ (3)校内コーディネーターの養成 (4)教職員の専門性の向上
- 2 障害の実情に即した支援
 - (1)個別の教育支援計画の作成 (2)サブセンター (3)地域コーディネーター
 - (4)支援学級 (5)通級指導教室(*)
- 3 通級等による柔軟な支援教室
 - (1)学習障害等の児童生徒に対する支援体制の充実 (2)校内相談支援体制の整備

Ⅳ 教職員の専門性の向上

- 1 継続的・主体的な研修の充実
 - (1)やまぐち総合教育支援センター等における研修の充実 (2)授業改善に向けた校内研修の充実
 - (3)養護教諭の参画
- 2 免許状の取得促進
 - (1)免許法認定講習(*) (2)計画的な人事交流

Ⅴ 関係機関との連携による相談支援体制

- 1 相談支援体制の充実
 - (1)就学前の相談支援体制 (2)学齢期における相談支援体制
 - (3)進路に関する相談支援体制
- 2 地域におけるネットワークづくり
 - (1)関係機関連携協議会における機能強化 (2)ボランティア、NPO等との連携
 - (3)個別の教育支援計画の活用

Ⅵ 教育環境の整備・充実

- 1 安心・安全な環境づくり
 - (1)校内安全検討委員会 (2)障害の重度・重複化への対応
- 2 学習環境の充実
 - (1)教材・教具の整備・充実(*) (2)ITを活用した指導内容・方法の充実(*)
- 3 理解・啓発活動の推進
 - (1)教職員の専門性の向上(再掲) (2)障害や福祉等に関する学習の充実
 - (3)保護者・地域等への理解・啓発 (4)ボランティアとの協働

障害のある生徒が自立し、社会参加するためには、企業等への就労が重要であり、国においても、平成19年12月25日に作成した「障害者基本計画重点施策実施5か年計画」の中で、職業自立に向けて重点的に取り組むこととしています。

本県においても総合支援学校高等部生徒の就労支援が課題となっており、生徒の職業自立に向けて、企業等との就労支援のためのネットワークの構築や職業教育の充実などを積極的に推進することが喫緊の課題となっています。

また、高等部生徒の多様な進路希望に対応することも重要な課題となっており、第1期実行計画における高等部の学科再編への取組を次のように見直します。

産業科の設置計画の見直し

第1期実行計画に示す方針

○産業科を県東部、中央部、西部の3地域に拡充します。

第1期実行計画に基づく具体的な設置計画

○設置校の計画

- ・田布施総合支援学校（H22年度設置）
- ・山口南総合支援学校（H20年度設置：山口総合支援学校から移転）
- ・宇部総合支援学校（H20年度設置）



第1期実行計画の見直し

●産業科を県内の4地域に拡充します。

第1期実行計画に基づく具体的な設置計画の見直し

- 平成20年度に、山口南総合支援学校及び宇部総合支援学校に設置しました。
- 平成21年度に、田布施総合支援学校及び下関総合支援学校に設置します。

見直し理由

- ・障害のある生徒の就労に向けた職業教育や就労支援等の加速化が必要である。
- ・職業自立に関する実践研究等の成果を踏まえ、職業教育の充実を図る。等

山口南総合支援学校（旧聾学校）普通科と産業情報科への総合選択制の導入

第1期実行計画に示す方針

○生活情報科と産業情報科を統合して新たな学科を設置します。



計画の見直し

●平成21年度に、普通科と産業情報科（聴覚障害対象）へ総合選択制を導入します。
なお、生活情報科（聴覚障害対象）は廃止します。

見直し理由

- ・高等部での幅広い進路希望への対応と柔軟な教育課程の編成を可能とする。
- ・多様な教科・科目の開設と生徒の主体的な選択履修を可能とする。等

○ボランティア等の参画

「2 障害に対応した教育の質の向上」に示す各項目は、総合支援学校における教育の質の向上への取組を示しており、「(5) ボランティア等の参画」では、ボランティアやNPO等の外部人材の参画を進めることとしております。

しかし、一人ひとりの実態に応じた適切な指導及び必要な支援を進めるためには、教育の質の向上に結び付く具体的な取組を示すことが必要ですので、次のように変更します。

なお、「(5) ボランティア等の参画」の内容は、第1期実行計画20ページ「V 2(2)ボランティア、NPO等との連携」に含まれていますので削除します。

実行計画の見直し

<現行>

(5) ボランティア等の参画

障害のある児童生徒が地域で自立し、社会参加するため、地域で活動しているボランティア団体、NPO法人等との連携は、今後、ますます重要となってきます。

このため、平成18～19年度に実施する交流・共同学習モデル事業の成果や課題を踏まえ、支援地域ごとに登録ボランティア制度や連絡協議会を設置し、連携を強化します。

<見直し>

(5) 個別の指導計画の充実

一人ひとりの児童生徒の実態に応じた適切な指導を一層進めるため、各教科等における配慮事項などを記載した個別の指導計画の充実が重要です。

このため、個別の指導計画に必要となる項目について検討を進めるとともに、PT、OT、ST等の専門家、ボランティア、NPO法人等の参画を得て、教科学習や自立活動等の日々の授業改善に努めます。

平成20年1月17日に、中央教育審議会から出されました「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について(答申)」においても、個別の指導計画の必要性が示されており、個別の指導計画の充実が教科学習や自立活動等の改善につながります。

今後、各総合支援学校においては、個別の指導計画の充実に努めるとともに、専門性を共有できるような標準的な様式についても検討を進めます。

○通級指導教室

通級による指導の対象となる児童生徒数や通級指導教室を設置する学校数は増加しており、現在、第1期実行計画に基づき、通級による指導の充実に向けた取組を進めています。

今後、通級指導教室担当者の専門性の向上や通級による指導の在り方等について、市町教育委員会と連携した取組が、一層重要となりますので、次のように見直します。

実行計画の見直し

<見直し：下線部を追加>

(5) 通級指導教室

学校教育法施行規則の改正(H18.4.1施行)に伴い、通級指導の対象に新たに学習障害(LD)と注意欠陥/多動性障害(ADHD)が追加されました。また、情緒障害が自閉症者と情緒障害者(かん黙等)に分けられました。

担当者には高い専門性が求められるため、大学等への派遣研修により専門性の向上に努めるとともに、サブセンターモデル事業において臨床心理士の参画を得た通級指導の在り方等について実践的な研究を進めており、今後、これらの成果と課題を整理しながら専門的な支援の充実に努めます。

また、市町教育委員会が通級指導教室の計画的な設置や担当教員の配置ができるよう、必要な支援や助言を行っていきます。

○免許法認定講習

総合支援学校等において特別支援教育を担当する教職員の専門性の確保が重要ですので、教育職員免許法に基づく認定講習、各学校における新着任者研修等の実施に努めています。

こういった取組により、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上等の成果につながっていますが、原則5障害に対応する総合支援学校では、各障害に対する高い専門性に基づいた教育とともに、幅広い障害に対応できる人材が、一層、求められています。

このため、第1期実行計画を以下のように見直し、総合支援学校等において特別支援教育を担当する教員の専門性の一層の向上に努めます。

実行計画の見直し

<現行>

(1)免許法認定講習

直接的に特別支援教育を担当する教員の専門性を確保する上で、特別支援学校教諭免許状の保有は非常に重要です。

このため、総合支援学校に勤務する教員は、特別支援学校教諭免許状の保有を原則とし、保有を促進するため、教育職員免許法に基づく認定講習を充実させるとともに、人事異動においても免許保有者を優先的に配置するなど、専門性の一層の向上に努めます。

特に、高等部の教員を中心として、免許状の保有率を高めるため、着任後、3年以内に特別支援学校教諭免許状の取得や異動希望に際して事前に一定の単位修得の義務づけ、着任研修や免許取得後の継続した研修の在り方などについて検討を進めていく必要があります。

また、小・中学校の支援学級等において直接的に担当している教員には保有義務はありませんが、積極的に保有を促進していきます。



<見直し>

(1)免許法認定講習

直接的に特別支援教育を担当する教員の専門性を確保する上で、特別支援学校教諭免許状の保有は非常に重要です。

このため、総合支援学校に勤務する教員は、特別支援学校教諭免許状の保有を原則とし、保有を促進するため、教育職員免許法に基づく認定講習を充実させるとともに、人事異動においても免許保有者を優先的に配置するなど、専門性の一層の向上に努めます。

特に、免許状の保有率を高めるため、着任後、3年以内に特別支援学校教諭免許状の取得や異動希望に際して事前に一定の単位修得を義務づけるとともに、特別支援学校間や小・中・高等学校等との人事交流を促進します。

また、新たに総合支援学校に着任した教員に対して、当該学校における専門性向上に向けた3年間の研修プログラムを作成し、実施します。

さらに、小・中学校の支援学級等において直接的に担当している教員の特別支援学校教諭免許状の保有を積極的に促進していきます。

○教材・教具の整備・充実

各学校では、幼児児童生徒の障害の状況や発達段階等に応じた教材・教具の開発に努めていますが、一人ひとりの幼児児童生徒の多様なニーズに応じて教育を行う上では、先進的な取組事例を参考とし、共有することも大切ですので、次のように見直します。

実行計画の見直し

<現行>

(1)教材・教具の整備・充実

障害の重度・重複化、多様化への対応、幼児児童生徒一人ひとりの実情を踏まえ、適切な指導及び支援を行うため、計画的に施設・設備の整備を進めるとともに、校内に教材・教具センターを設置し、教員の創意工夫による教材開発を進めます。また、地域の小・中学校等へも貸し出しをするなど、センター的機能の充実にも努めます。



<見直し>

(1)教材・教具の整備・充実

障害の重度・重複化、多様化への対応、幼児児童生徒一人ひとりの実情を踏まえ、適切な指導及び支援を行うため、計画的に施設・設備の整備を進めるとともに、校内に教材・教具センターを設置し、教員の創意工夫による教材開発を進めます。

また、地域の小・中学校等へも貸し出しをするなど、センター的機能の充実にも努めるとともに、教材・教具の開発や活用の取組事例を特別支援教育センターのデータベースに蓄積し、各学校等への情報提供を進めます。

○ITを活用した指導内容・方法の充実

第1期実行計画に基づき、ICT活用の検討委員会を設置し、障害の重度・重複化、多様化に対応する教材コンテンツの開発、授業実践の蓄積等に努めていますが、各学校や教員が必要に応じて活用できるシステムが必要ですので、以下のように見直します。

なお、IT (Information Technology) は、近年、ICT (Information Communication Technology) の使用が一般的ですので修正します。

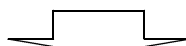
実行計画の見直し

<現行>

(2)ITを活用した指導内容・方法の充実

今後、自立し、社会参加するため、あるいは、障害の重度・重複化、多様化に対応するため、ITを活用した指導内容・方法の充実に努める必要があります。

このため、自作の指導用ソフトの開発、既存のソフトの活用事例、教材コンテンツの開発、インターネット活用事例の蓄積等の充実に努めてまいります。



<見直し>

(2)ICTを活用した指導内容・方法の充実

今後、自立し、社会参加するため、あるいは、障害の重度・重複化、多様化に対応するため、ICTを活用した指導内容・方法の充実に努める必要があります。

このため、自作の指導用ソフトの開発、既存のソフトの活用事例、教材コンテンツの開発、インターネット活用事例を「やまぐち総合教育支援サイト」に掲載するなど、情報の提供に努めてまいります。